

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和8年度自動車騒音常時監視業務
- (2) 数量及び仕様等  
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期限  
令和9年2月26日
- (4) 履行場所  
別紙仕様書のとおり

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和7年鳥取市告示第392号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「役務」の「各種調査委託」に登録されている者であること。
- (2) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域をいう。）に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、公告の日において当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (6) 計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号の規定に基づく計量証明の事業（音圧レベル）の登録を受けている者であること。
- (7) 本件業務の履行期間中において、計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号）第50条第2号に規定する環境計量士（騒音・振動関係）を配置できる者であること。
- (8) 令和元年度以降、国又は地方公共団体において本件業務と同種の業務（騒音規制法（昭和43年法律第98号）に基づいた自動車騒音常時監視業務をいう。）を実施した実績があること。

### 3 入札説明書、仕様書等に対する質問等

- (1) 入札説明書、仕様書等に対する質問  
質問は、令和8年6月24日の午後3時までに質問書（別紙1）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月25日の午後3時までに鳥取市公式ウェブサイト（<https://www.city.tottori.lg.jp>）に掲示する。

(2) 質問書の送信先

鳥取市総務部検査契約課 ファクシミリ 0857-20-3948

4 入札方法等

- (1) 入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。
- (2) 郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。
- (3) 宛先は、〒680-8799 日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留 鳥取市総務部検査契約課行とすること。
- (4) 郵送開始日は、令和8年6月22日とする。
- (5) 到着期限は、令和8年6月28日（必着）とする。
- (6) 入札書は別紙3を使用し、入札金額には総額を記入すること。
- (7) 入札書は、封筒（長型3号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙2のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。
- (8) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙4を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は営業所等の受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。
- (11) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (12) 入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。
- (13) 入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

5 入札（開札）の場所及び日時等

- (1) 場所 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階会議室4-2
- (2) 日時 令和8年6月29日 午後2時00分
- (3) 立会 入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

6 無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札
- (3) 同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札
- (4) 入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱

し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

- (5) 記名押印のない入札
- (6) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (7) 同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (8) 指定された方法以外の方法で提出された入札
- (9) 指定された期日に指定された場所に到着しない入札
- (10) その他、入札執行者が無効と認めた入札

## 7 入札の辞退

入札書郵送後に入札を辞退する場合は、5の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階）に提出しなければならない。

## 8 落札候補者

### (1) 落札候補者の決定

鳥取市契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

- (2) 落札候補者となるべき入札者が2名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

### (3) 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者は、別に指定する日までに入札参加資格確認申請書（別紙5）、同種業務の実績（別紙6）及び配置予定技術者の資格（別紙7）（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書等を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

## 9 落札者の決定

- (1) 入札参加資格確認申請書等により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
- (2) 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

## 10 再度の入札

予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。

## 11 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。

問い合わせ先 鳥取市総務部検査契約課  
電話：0857-30-8121  
ファシミリ：0857-20-3948



## 【封筒表面】

6 9 7 8 0 8 6	<b>日本郵便株式会社 鳥取中央郵便局留</b> 鳥取市総務部検査契約課 行	<b>入札書在中</b> 朱書きすること。
一般書留・簡易書留・特定 記録郵便のいずれかの郵 送方法を記入すること。	開札日 令和8年6月29日 業務名 令和8年度自動車騒音常時監視業務	
簡易書留		

## 【封筒裏面】

印	印	印
差出人		
住 所 商号又は名称		

※封筒は、長型3号（120×235mm）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

※差出人は入札者の住所、商号又は名称で記入すること。

入 札 書 (第 回)

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市契約規則(昭和39年鳥取市規則第3号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和 年 月 日

入札者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

代理人 住 所  
氏 名 印

業 務 名	令和8年度自動車騒音常時監視業務
入札金額	金 _____ 円

- ※ 入札金額は、総額を記載すること。
- ※ 4 入札方法等の(6)及び(9)を熟読の上作成すること。

## 委任状

鳥取市長 深澤 義彦 様

私は、住所 氏名 を代理人  
と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

受任者 住 所

氏 名

印

業務名	令和8年度自動車騒音常時監視業務
-----	------------------

入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 深澤 義彦 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

業 務 名 : 令和8年度自動車騒音常時監視業務

公 告 日 : 令和8年6月15日

私は、上記の入札に係る公告の「2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第4号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので入札参加資格の確認を申請します。

添付書類

- ア 計量証明事業（音圧レベル）登録証の写し
- イ 同種業務の実績（別紙6）
- ウ 配置予定技術者の資格（別紙7）
- エ 上記イ及びウの内容を証明するための書類

## 同種業務の実績

商号又は名称 \_\_\_\_\_

項目・番号		1	2
業務名等	業務名		
	発注機関名		
	履行場所		
	契約金額（最終）	千円	千円
	履行期間		
業務の内容			
業務の履行条件その他			

## 備考

- 1 該当する業務実績について、2件を限度として、すべての項目について具体的に記載すること。
- 2 業務名は、受注した業務名とし、鳥取県内での施工実績を優先して記載すること。
- 3 契約金額は千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 業務の内容の欄は、具体的な作業種、規模等を記入すること。
- 5 業務の履行条件その他の欄は、技術的特徴（実施方法、対策、実施に当たり工夫又は苦心した点等）を記入すること。
- 6 同種業務の実績が確認できる資料として、契約書の写しを添付すること。

## 配置予定技術者の資格

商号又は名称

配置予定技術者の氏名	1	2
環境計量士（騒音・振動関係）		
登録証 登録年月日	登録証 昭和・平成・令和 年 月 日	登録証 昭和・平成・令和 年 月 日
登録番号	番号（ ）	番号（ ）

## 備考

- 1 配置予定技術者は、2名まで記載することができる。
- 2 本表に記載した証として、環境計量士（騒音・振動関係）登録証の写しを添付すること。

令和8年度 自動車騒音常時監視業務

仕 様 書

令和8年6月

鳥 取 市

## I 総則

### 1. 目的

本業務は、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町及び八頭町内の主要幹線道路を対象とし、自動車騒音の状況を常時監視するものであり、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システムを使用して対象路線の面的評価を行い、環境基準の達成状況の把握、環境省への報告資料の作成を目的とする。

### 2. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

### 3. 準拠する法令等

- (1) 環境基本法（平成5年11月19日 法律第91号）
- (2) 騒音規制法（昭和43年6月10日 法律第98号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日 環境庁告示第64号）
- (4) 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について（平成23年9月14日 環水大自発110914001号 環境省水・大気環境局長通知）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル（平成27年10月 環境省）
- (6) 自動車騒音常時監視マニュアル（平成27年10月 環境省水・大気環境局自動車環境対策課）
- (7) その他関係法令等

### 4. 貸与資料

本業務の遂行にあたり、鳥取市（以下「甲」という。）は本業務の受託者（以下「乙」という。）に以下の資料を貸与するものとする。

- (1) 令和3年度全国道路・街路交通情勢調査（写し）（以下「交通センサス」という。）
- (2) 都市計画用途地域図
- (3) 環境基準類型指定地域図
- (4) その他業務遂行上必要と認められた資料
- (5) 地図データ（岩美町）  
業務で使用する地図データ（Zmap-TOWNⅡ 岩美町、株式会社ゼンリン）については、本業務を受託後最新のものを乙が購入し、成果品として甲に提出すること。
- (6) ノートパソコン

### 5. 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、甲に帰属するものとし、甲の許可なく第三者に譲渡、貸与及び公表してはならない。

## 6. 主任技術者

乙は、本委託業務における主任技術者を定め、甲に届け出るものとする。

主任技術者は、本委託業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。(選任する技術者は、乙の社員であること。)

## 7. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって、甲に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技術者届、現場代理人届
- (3) 工程表
- (4) 業務完了届
- (5) 借用書
- (6) その他甲が必要とする書類

## 8. 打ち合わせ等

- (1) 業務を適性かつ円滑に実施するため、乙は甲と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義をただすものとし、その内容についてはその都度乙がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 乙は仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は速やかに甲と協議するものとする。

## 9. 関係官庁への手続き等

- (1) 乙は、業務の実施に当たっては、甲が行う関係官庁等への手続きに協力するものとする。
- (2) 乙は、関係する官公庁との協議を必要とする場合、又は協議を求められた場合は誠意を持って対処し、その内容を議事録にまとめ、遅滞なく甲に届け出なければならない。

## 10. 土地への立ち入り

- (1) 乙は、業務を実施するため、国有地、公有地または私有地に立ち入る場合は、甲と十分な協議を行い業務が円滑に進捗するように努めなければならない。
- (2) 乙は、業務実施のため、植物伐採、垣根、さく等の除去または土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ甲に報告するものとし、甲の指示を待って所有者の承諾を得るものとする。

## 11. 成果品の提出

- (1) 乙は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し甲の検査を受けるものとする。
- (2) 乙は、仕様書に定めのある場合又は甲が指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

## 12. 検査

- (1) 乙は、業務完了届を提出する際には、契約図書に義務づけられた資料の整備がすべて完了した後に甲に提出しなければならない。
- (2) 乙は、甲の立ち会いのもとに、以下の検査を受けるものとする。
  - ① 成果品の検査
  - ② 業務等管理状況の検査
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、乙は速やかに修補を行わなければならない。その作業に際し費用が発生した場合、乙において全額負担するものとする。

## 13. 契約変更

甲は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 契約額に変更を生じる場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 甲と乙が協議し、業務施行上必要があると認められる場合

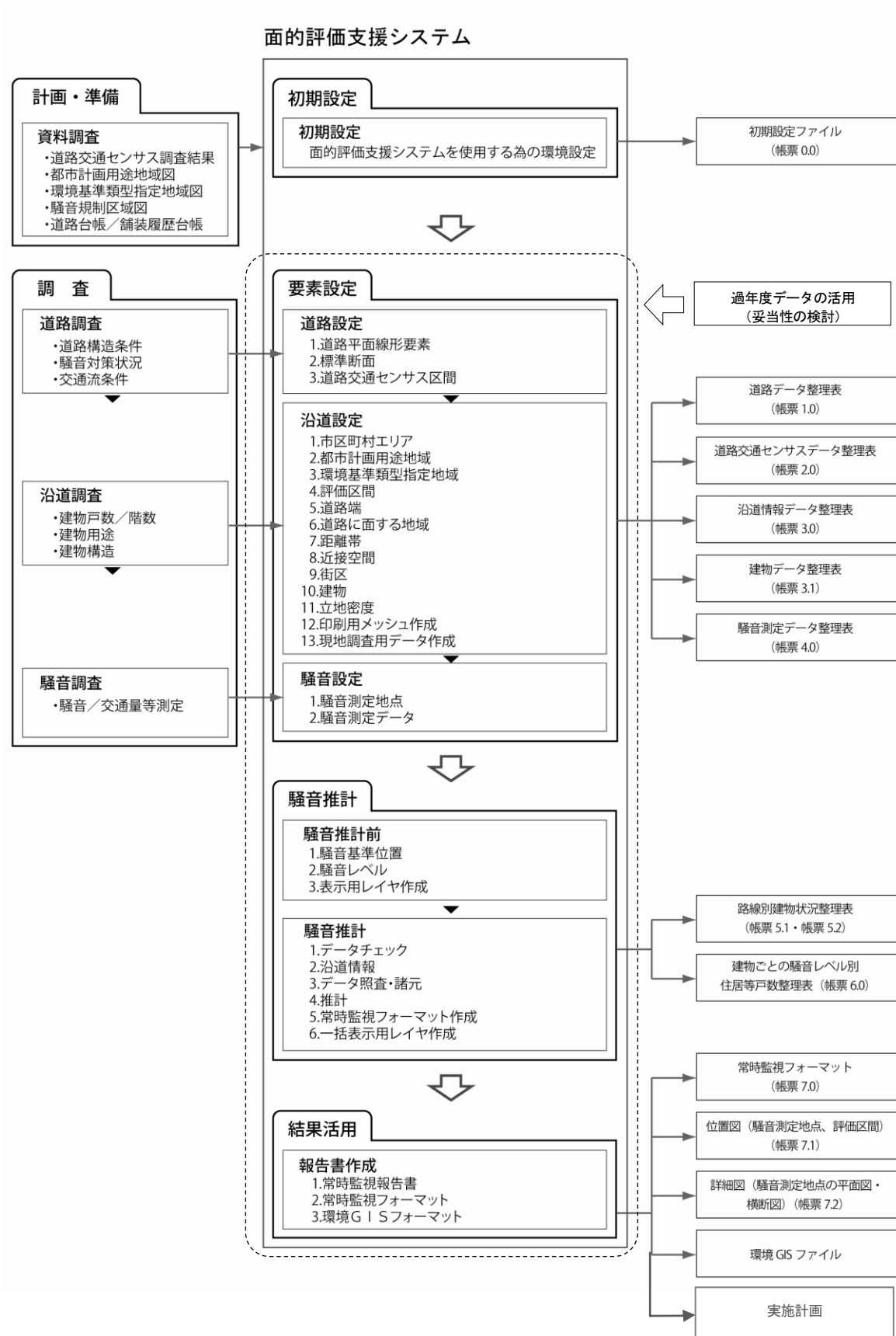
## 14. その他

乙は、評価マニュアル・常時監視マニュアル及び自動車騒音常時監視結果報告要領の改訂があった場合には、改訂後のマニュアル及び同要領に基づいて報告するものとする。

また、面的評価支援システムがバージョンアップされた場合には、最新版を使用して本業務を実施するものとする。

## II 業務内容

本業務における作業内容は以下の通りである。



## 1. 初期設定

### (1) 面的評価支援システム等のセットアップ及びバージョンアップ

甲から乙へ貸与したノートパソコンにおいて、甲が準備したソフトウェア（面的評価支援システム、GIS エンジン（ActiveMap for.NET）及びデジタル地図）を用いてシステムが稼働できるように設定する。なお、ソフトウェアは最新のものとし、業務委託中においてバージョンアップされた場合は、速やかに甲に報告し、協議のうえ決定する。

### (2) 過年度データ及びエラーの修正

契約後に甲が指摘する面的評価支援システム等に登録されている過年度データについて、誤りがあるかどうかを確認のうえ、誤りがある場合は修正を行う。

さらに、面的評価支援システムのエラーチェックで検出されたエラーについては、可能な限り修正を行う。修正が不可能であるエラーが存在する場合、甲にその報告及び説明を行う。なお、エラー修正の範囲等の詳細については、甲と協議して決定する。

### (3) 初期設定

面的評価支援システムを使用する為の初期設定をする。

初期設定項目を以下に示す。

- ①都道府県・市区町村コード
- ②支援ソフトコンポーネント等
  - ・接続先設定
  - ・データ DB 設定
- ③GIS 地図
  - ・接続先設定
  - ・地図設定
- ④縮尺率
- ⑤画面表示
- ⑥基準年度
- ⑦評価基準
- ⑧評価対象道路
- ⑨都市計画用途地域
- ⑩環境基準類型指定地域
- ⑪道路に面する地域
- ⑫距離帯
- ⑬建物階数高さ
- ⑭建物用途
- ⑮環境基準類型指定地域の残留騒音設定
- ⑯背後地騒音推計式
- ⑰騒音レベル等高線図
- ⑱評価区間状況
- ⑲街区状況
- ⑳建物状況

※バージョンアップを含めて確認を行うこと。

## 2. 調査

### (1) 道路調査

本市が策定した計画に基づき、表 1 に示す区間の道路について、評価区間を設定するために道路調査を行い道路構造条件・騒音対策状況・交通流条件等を整理する。

調査に当たっては、確認のためビデオ撮影等を行いながら、評価対象道路を踏査し、住宅地図等に車線数、規制速度、対策状況、舗装面、道路幅員の変動等を記載して、状況が変更する度に道路横断面を計測し、支援システムの要素設定で標準断面に使用する。

表1 評価対象区間

番号	路線名	R3年セクタ区間番号	延長距離(km)	騒音発生強度の把握
1	一般国道9号	10070	5.0	2
2	一般国道9号	10080	1.3	2
3	一般国道9号	10090	2.8	1
4	一般国道9号	10100	3.5	2
5	一般国道29号	10550	0.8	2
6	一般国道29号	10560	1.0	2
7	一般国道29号	10570	0.3	2
8	一般国道29号	10580	0.9	2
9	一般国道29号	10590	0.8	2
10	一般国道29号	10600	1.7	2
11	一般国道29号	10610	0.7	1
12	鳥取福部線	41290	2.6	2
13	高路古海線	60920	8.6	2
14	高路古海線	60930	0.8	1
15	高路古海線	60940	0.3	2
16	卯垣正蓮寺線	61820	1.4	2
17	卯垣正蓮寺線	61830	0.2	2
18	国府正蓮寺線	61890	2.1	2
19	国府正蓮寺線	61900	1.0	2
20	鳥取空港布勢線	62100	0.6	2
21	鳥取空港布勢線	62110	2.0	1
22	湯山鳥取線	62140	0.1	2
23	八坂鳥取停車場線	62650	3.0	2
24	八坂鳥取停車場線	62660	1.6	1
25	八坂鳥取停車場線	62670	0.2	2
26	福部岩美線	63580	1.8	2
27	一般国道9号	※10010	6.8	2
28	一般国道9号	※10020	4.4	1
29	一般国道9号(駟馳山バイパス)	※10030	1.1	2
30	一般国道9号(駟馳山バイパス)	※10040	1.6	2
31	一般国道9号(駟馳山バイパス)	※10050	1.0	1
32	一般国道178号	※10770	3.0	1
33	一般国道178号	※10780	1.2	2
34	一般国道178号	※10795	1.0	2
35	網代港岩美停車場線	※60400	1.0	1
合 計			66.2	測定9箇所

注1) 騒音発生強度の把握

1; 沿道騒音レベルの実測による方法

2; 他の評価区間における騒音測定結果を準用する方法

3; 自動車の交通量及び速度の実測結果により推計する方法

4; 交通量が僅少の事由により、環境基準以下と決定する方法

注2) ※印は岩美町内の評価区間である。

## (2) 沿道調査

表 1 に示す 35 区間の建物情報について住宅地図より取得するが、不足情報は現地にて補足調査を行う。

## (3) 自動車騒音調査

沿道騒音レベルの調査は、表 1 に示す 9 区間について、騒音・交通量等を測定する。測定地点の選定については、甲と協議を行いながら実施する。

### ①騒音測定

#### <道路近傍騒音レベル>

- ・ 当該道路の近傍に騒音計を設置して 24 観測時間 ( $L_{Aeq}$ 、10min) について測定する。測定する項目は以下のとおり。
  - \* 昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ 、16h)
  - \* 夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ 、8h)
  - \* 時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )
  - \* 最大値 ( $L_{Amax}$ )

#### <背後地騒音レベル>

- ・ 評価区間の当該道路の背後地 (30m~50m 地点) に騒音計を設置して、昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回 (実測時間 10 分以上 ( $L_{Aeq}$ 、10min)) について測定する。測定する項目は以下のとおりとする。
  - \* 昼間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ 、10min)
  - \* 夜間等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ 、10min)
  - \* 時間率騒音レベル ( $L_{A5}/L_{A10}/L_{A50}/L_{A90}/L_{A95}$ )
  - \* 最大値 ( $L_{Amax}$ )

### ②交通量・平均走行速度測定

#### <交通量測定>

- ・ 騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査 (背後地騒音レベル) と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回 (実測時間 10 分以上) 測定する。測定する項目は以下のとおりとする。
  - \* 昼間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))
  - \* 夜間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車))

#### <平均走行速度測定>

- ・ 騒音測定と同一地点 (道路近傍) において、騒音調査 (背後地騒音レベル) と同期して昼間・夜間の観測時間帯のうち各 2 回について上下別に 10 台程度の通過時間を計測する。
  - \* 昼間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車))
  - \* 夜間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車))

### 3. 要素設定

#### (1) 過年度データの活用

「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について」（平成 23 年 9 月 14 日付け環管自発第 110914001 号）および最新の「自動車騒音常時監視結果の報告について（依頼）」に示す要領に基づき、過年度に本市が評価を実施した区間において、当該評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当と認められた区間については併せて報告する。また、妥当と認められなかった区間については、評価区間の「評価の実施年度」を当該年度に変更して併せて報告するために、過年度に報告した区間のデータを年次移行して活用する。

過年度の評価区間の沿道状況及び騒音発生強度の照査を行った結果が妥当か否かについて甲と協議のうえ決定し更新作業に入る。過年度データを活用する手順は「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）過年度データの活用方法編」、「面的評価支援システム操作マニュアル（別冊）都道府県データの分割活用方法編」を参照すること。なお、過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があり、評価結果が異なるため、「評価の実施年度」を変更し該当年度として報告する。

#### (2) 道路設定

##### ①道路平面線形要素の設定

評価対象となる道路平面線形オブジェクトを作成する。

オブジェクトに対し 8 種類までの道路の属性情報（道路種別、路線名、変更履歴等）を入力する。

##### ②標準断面の設定

道路横断面を作成し、情報を入力する。

作成した横断面に道路種別・道路種級・道路構造等の道路情報を入力する。

##### ③道路交通センサス区間の設定

道路平面線形オブジェクトを区切り、オブジェクトにより分割し道路交通センサス線形オブジェクトを作成し、道路交通センサス情報を更新して入力作業を行う。

#### (3) 沿道設定

##### ①市区町村エリアの設定

市区町村エリアオブジェクトを作成し、市区町村エリア情報を入力する。

##### ②都市計画用途地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトを作成する。

##### ③環境基準類型指定地域の設定

都市計画用途地域オブジェクトから環境基準類型指定オブジェクトを作成する。

##### ④評価区間の設定

「2. (1) 道路調査」で記載した道路横断面より、評価対象となる道路について、自

自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定と見なせる区間に分割して評価区間を設定する。

道路交通センサス線形オブジェクトを区切りオブジェクトにより分割し、評価区間線形オブジェクトを作成し、評価区間情報(評価区間番号・道路種別・路線名・センサス番号・上下コード(上り・下り・その他))を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

#### ⑤道路端の設定

道路端オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

#### ⑥道路に面する地域の設定

評価区間区切りを基に道路に面する地域オブジェクト(評価用・表示用)を作成し、評価区間情報と関連付ける。

#### ⑦距離帯の設定

距離帯オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

#### ⑧近接空間の設定

近接空間オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

#### ⑨街区の設定

街区密度を確認しながら街区オブジェクトを作成し、評価区間情報と関連付ける。

過年度に評価した区間と当該年度の区間が交差する場合には、過年度に評価した区間の交差する街区についても合成処理を行う必要があるため交差点街区を再作成する。

#### ⑩建物の設定

建物オブジェクトを作成し、建物情報(番号・建物用途・構造)を入力する。

建物属性(建物面積・戸数・階数・建物位置での距離帯・環境基準類型指定地域等)を把握し、建物群減衰量補正(見通し角)を計算、窓面位置の設定をする。

#### ⑪立地密度

評価区間・街区の立地密度を計算する。

#### ⑫印刷用メッシュ作成

印刷用メッシュ(スケール 1/1500, 5000, 12500, 25000, 50000, 500000)を作成する。

### (4) 自動車騒音設定

沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間および過年度に評価実施した評価区間の騒音測定地点・データを設定する。

#### ①騒音測定地点の設定

騒音測定地点を設定し、属性情報(年度・騒音測定箇所番号・定点/準定点/例外的実測)を入力する。

道路横断面を作成し、情報を入力する。

## ②騒音測定データの設定

騒音測定地点の測定データを入力する。

## 4. 騒音推計

### (1) 騒音推計前

#### ①騒音基準位置の設定

評価区間毎の上下別に騒音レベルの基準点位置を設定し、騒音測定データの選択、基準点高さを設定する。

#### ②騒音レベルの推定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルを車線数、交通量、大型車混入率、指定最高速度等の情報及び道路横断面情報より、“ASJ RTN-Model 2008”日本音響学会道路交通騒音予測モデル（以下、「ASJモデル」という。）にて推計する。

#### ③騒音レベルの確定

評価区間毎の上下別に基準点騒音レベルの確定値を設定する。実測値がある場合、原則、その値を確定値として設定するが、道路敷地境界以外の地点で測定している場合には、道路敷地境界までの距離減衰量を計算して補正するものとする。

実測値がない場合は、原則、他の区間の実測値を適切に選定・補正し、確定値として設定する。

#### ④残留騒音レベルの設定

残留騒音レベルは、沿道騒音レベルの実測により騒音発生強度の把握を行う区間および他の評価区間における沿道騒音レベルを準用可能な区間の道路について、背後地騒音結果における LA95 を残留騒音レベルとする。なお、騒音発生強度の把握の方法で 4(自動車の交通量が非常に少なく、評価区間で評価の対象となる全ての住居等について、環境基準の基準値を超過しないことが明らかな区間)と設定した区間については設定しないものとする。

#### ⑤表示用レイヤ作成

評価区間オブジェクト単位毎の表示用レイヤ(道路近傍騒音レベル、残留騒音レベル、騒音観測・非観測区間区分)を作成する。

### (2) 騒音推計

#### ①データチェック

オブジェクト・関係データ・帳票データの関連付けをチェック処理する。

#### ②沿道情報

入力した沿道情報(評価区間・街区・都市計画用途地域等)を画面上で確認する。

#### ③データ照査・諸元

入力したデータ(密度・発生源騒音強度分布・残留騒音分布)を画面上で確認する。

#### ④推計

ASJモデルにより背後地建物を騒音推計する。

#### <建物ごとの距離帯別騒音レベル推定>

評価区間の道路近傍騒音レベルから、ASJ モデルに基づいた基準点位置からの相対的な距離減衰量及び建物群による減衰量を引き、残留騒音を合成化することにより、建物ごとの対象道路からの距離帯別騒音レベルを推計する。

騒音減衰量の推計を行う基準点からの代表距離は、各距離帯の中に建物がほぼ均一に分布しているものと見なし、建物密度が密の場合には 0, 15, 25, 35, 45m とし、疎の場合には 5, 15, 25, 35, 45m とする。

なお、独立（戸建て）住宅が複数の距離帯に属する場合は、道路に近い距離帯で代表させるものとし、また、集合住宅が3カ所以上の複数の距離帯に属する場合は、各距離帯について騒音レベルの推計を行うものとする。

#### <建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計>

評価区間毎に、「建物ごとの距離帯別騒音レベル推定結果」と「建物ごとの距離帯別住居戸数」から、建物ごと及び地域類型別に、近接空間または非近接空間の各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を面的評価支援システムにより集計し、帳票に整理する。

また、交差点部において、複数の評価区間に属する建物については、評価区間ごとに算出された「建物ごとの距離帯別騒音レベルの推定結果」を合成し、建物のユニーク化を行って、帳票に整理する。

なお、2つの評価区間に属する建物のうち、近接空間と非近接空間の両方に属する場合には、近接空間に属するものとする。さらに、大規模な集合住宅については、建物を距離帯別に区分し、距離帯別に近接空間または非近接空間を設定して、各々に属する「騒音レベル別住居等戸数」を集計する。

#### <環境基準超過住居戸数及び割合の算出>

「建物・近接／非近接空間、地域類型別騒音レベル別住居等戸数集計」の結果「騒音レベル別住居等戸数」を基に、評価区間ごとの環境基準超過住居戸数及び割合を面的評価支援システムにて算出し、帳票に整理する。なお、環境基準超過戸数のうち、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」による防音助成対象の建物等は、「屋内に透過する騒音に係る環境基準」をすでに満足しているものと見なし、環境基準超過戸数から除く。

#### ⑤常時監視フォーマット作成

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領に基づき、報告書を作成する。

#### ⑥一括表示用レイヤ作成

推計結果より、一括表示させるレイヤ（騒音暴露状況・環境基準達成状況・騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等）を作成する。

## 5. 報告書作成

### (1) 業務報告書

道路調査結果、常時監視結果、評価マップ等を取りまとめて常時監視報告書を作成する。

## (2) 常時監視フォーマット

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省 水・大気環境局）に基づき、報告ファイルを作成する。（「様式 1-1～様式 3-2」、「位置図」、「詳細図」、「実施計画」）

常時監視フォーマットの報告に当たって、騒音レベル等高線図・騒音レベル減衰横断図等を参考にして、沿道建物の騒音暴露状況が妥当であるか検証後に報告する。

常時監視フォーマットは、原則、面的評価支援システムから出力されるデータと整合するものとし、常時監視フォーマット上での修正は不可とする。

また、チェックプログラムによるチェックを実施し、チェックを実施した結果、エラーが存在する場合は、エラーの内容を確認し、その原因を把握した上、面的評価支援システム上で修正を実施する、修正を実施する必要がないエラーについては、その理由等を甲に示すこと。

注) 環境省に対する報告様式「実施計画」

令和7年度に本市が策定した面的評価計画において、近年の道路情勢を把握し、面的評価計画の見直しを行い、甲と協議のうえ令和8年度評価結果を踏まえ最新の様式によって作成する。

## (3) 環境 GIS ファイル

最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省 水・大気環境局）に基づき、環境 GIS ファイルを作成する。GIS データの報告に当たって、評価区間 Polygon (REGION) の出力形式が”出力コード：なし”のデータについては、「面的評価支援システム操作マニュアル（本編）」を参照し、GIS データの読込・確認による検証後に報告する。

## 6. 面的評価支援システムの環境設定

### (1) 環境設定

面的評価支援システム・GIS エンジン (ActiveMap for.NET) ・地図データ及び本業務にて調査したデータを登録し、環境省が配布する面的評価支援システムが稼働できるように設定する。

なお、面的評価支援システムが変更された場合は、最新のバージョンより設定すること。

## 7. その他

(1) 本委託業務に必要な資料を収集し、帳票に整理すること。

(2) 機器設置にあたっては周辺環境を十分に把握し、事故の無いよう努めること。

(3) 機器設置は原則早朝、夜間を避けること。

早朝、夜間に設置する場合は甲へあらかじめ確認をとること。

(4) 地元住民等への対応については挨拶のほか、質問への適切な回答を心掛けること。

## 8. 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

### (1) 自動車騒音常時監視業務

名 称	サイズ ・形式	部数	備 考
1. 業務報告書	A4 紙	1 部	簡易製本
2. 環境省報告様式			最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。
(1) 自動車騒音常時監視結果報告 （様式 1-1～様式 3-2）			
(2) 位置図 （騒音測定地点・評価区間）			
(3) 詳細図 （騒音測定地点の平面図・横断図）			
(4) 実施計画	CD-R ま たは DVD-R	1 枚	最新の自動車騒音常時監視結果報告要領（環境省水・大気環境局）の様式に準じる。
1. 環境省報告様式			
(1) 自動車騒音常時監視結果報告 （様式 1-1～様式 3-2）			
(2) 位置図 （騒音測定地点・評価区間）			
(3) 詳細図 （騒音測定地点の平面図・横断図）			
(4) 実施計画			
(5) 環境 GIS ファイル			システム登録したデータ
2. システム オブジェクト・データベース	CD-R	1 枚	ライセンスは鳥取市
3. Zmap-Town II 岩美町 (株) ゼンリン			

別紙 面的評価支援システムの基本機能  
面的評価支援システムの機能一覧を以下に示す。

初期設定		結果活用
<p><b>1. 初期設定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.都道府県・市区町村コード</li> <li>2.支援ソフトコンポーネント等               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 接続先設定</li> </ol> </li> <li>3.GIS地図               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地図設定</li> </ol> </li> <li>4.縮尺率</li> <li>5.画面表示</li> <li>6.基準年度</li> <li>7.評価基準</li> <li>8.評価対象道路</li> <li>9.都市計画用途地域</li> <li>10.環境基準類型指定地域</li> <li>11.道路に面する地域</li> <li>12.距離帯</li> <li>13.建物階数高さ</li> <li>14.建物用途</li> <li>15.環境基準類型指定地域毎の残留騒音設定</li> <li>16.背後地騒音推計式</li> <li>17.騒音レベル等高線図</li> <li>18.評価区間状況</li> <li>19.街区状況</li> <li>20.建物状況</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7.距離帯           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> </ol> </li> <li>8.近接空間           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> </ol> </li> <li>9.街区           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区切り作成</li> <li>(2) オブジェクト作成</li> <li>(3) 立地密度</li> <li>(4) 情報入力</li> <li>(5) 区間延長取得</li> <li>(6) 標準断面設定</li> </ol> </li> <li>10.建物           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> <li>(2) 情報入力</li> <li>(3) 番号オブジェクト移動</li> <li>(4) 建物属性把握</li> <li>(5) 窓面位置設定</li> <li>(6) 見通し角</li> </ol> </li> <li>11.立地密度</li> <li>12.印刷用メッシュ作成</li> <li>13.現地調査用データ作成           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 沿道条件の把握チェックシート出力</li> <li>(2) 評価区間チェック表エクスポート</li> <li>(3) 評価区間チェック表インポート</li> <li>(4) 建物チェック表エクスポート</li> <li>(5) 建物図印刷</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>7. 分析・活用</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.騒音曝露状況の住居等別の一括表示           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示／印刷</li> <li>(2) 集計結果一覧表示</li> </ol> </li> <li>2.環境基準達成状況の評価区間別の一括評価           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 表示／印刷</li> <li>(2) 集計結果一覧表示</li> </ol> </li> <li>3.評価区間別の個別の住居等の騒音曝露状況統計処理           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 集計</li> </ol> </li> <li>4.騒音レベル等高線図           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印刷</li> <li>(2) ファイル出力</li> </ol> </li> <li>5.騒音レベル減衰横断面図           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印刷</li> <li>(2) ファイル出力</li> </ol> </li> </ol>
要素設定		<p><b>8. 指定出力</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.常時監視フォーマット           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 常時監視フォーマット</li> <li>(2) 位置図（騒音測定地点、評価区間）</li> <li>(3) 詳細図（騒音測定地点の平面図・横断面図）</li> </ol> </li> <li>2.環境GISフォーマット           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ファイル出力</li> <li>(2) WEBサーバーへの転送</li> </ol> </li> </ol>
<p><b>2. 道路設定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.道路平面線形要素           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> <li>(2) 情報入力</li> <li>(3) 一覧表示</li> </ol> </li> <li>2.標準断面</li> <li>3.道路交通センサス区間           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区切り作成</li> <li>(2) オブジェクト作成</li> <li>(3) 道路交通センサスデータ整理</li> <li>(4) 情報入力</li> <li>(5) 一覧表示</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>4. 騒音設定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.騒音測定地点           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 騒音測定地点</li> <li>(2) 断面設定</li> </ol> </li> <li>2.騒音測定データ           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) データ入力</li> <li>(2) データ一覧表示</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>9. データ管理</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.入力・出力・印刷の管理           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路データ整理表</li> <li>(2) 道路交通センサスデータ整理表</li> <li>(3) 沿道情報データ整理表</li> <li>(4) 建物データ整理表</li> <li>(5) 騒音測定データ整理表</li> <li>(6) 路線別建物状況整理表</li> <li>(7) 建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表</li> <li>(8) 常時監視フォーマット</li> </ol> </li> <li>2.各種ファイル形式へのコンバート           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ファイル変換出力</li> </ol> </li> </ol>
<p><b>3. 沿道設定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.市区町村エリア           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> <li>(2) 情報入力</li> </ol> </li> <li>2.都市計画用途地域           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下絵取込</li> <li>(2) 第一種低層住居専用</li> <li>(3) 第二種低層住居専用</li> <li>(4) 第一種中高層住居専用</li> <li>(5) 第二種中高層住居専用</li> <li>(6) 第一種住居</li> <li>(7) 第二種住居</li> <li>(8) 準住居</li> <li>(9) 近隣商業</li> <li>(10) 商業</li> <li>(11) 準工業</li> <li>(12) 工業</li> <li>(13) 工業専用</li> <li>(14) 都市計画区域内用途未指定</li> <li>(15) 都市計画区域外</li> <li>(16) 用途地域種類変更</li> </ol> </li> <li>3.環境基準類型指定地域           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 下絵取込</li> <li>(2) オブジェクト作成（自動）</li> <li>(3) オブジェクト作成（手動）</li> </ol> </li> <li>4.評価区間           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 区切り作成</li> <li>(2) オブジェクト作成</li> <li>(3) 情報入力</li> <li>(4) 標準断面設定</li> </ol> </li> <li>5.道路端           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> <li>(2) 情報入力</li> </ol> </li> <li>6.道路に面する地域           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクト作成</li> <li>(2) 情報入力</li> <li>(3) 番号オブジェクト移動</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>騒音推計</b></p> <p><b>5. 騒音推計前</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.騒音基準位置           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 騒音基準位置設定</li> <li>(2) 騒音測定データ選択</li> </ol> </li> <li>2.騒音レベル           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基準点騒音レベルの推計</li> <li>(2) 基準点騒音レベルの確定</li> <li>(3) 残留騒音レベルの確定</li> </ol> </li> <li>3.表示用レイヤ作成           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路近傍騒音レベル</li> <li>(2) 残留騒音レベル</li> <li>(3) 騒音観測・非観測区区分</li> </ol> </li> </ol>	<p><b>10. ヘルプ</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.ヘルプ</li> <li>2.サーバー接続</li> <li>3.サーバー切断</li> <li>4.オンラインサポート</li> </ol>
<p><b>6. 騒音推計</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.データチェック           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) オブジェクトデータ</li> <li>(2) データ項目</li> </ol> </li> <li>2.沿道情報</li> <li>3.データ照査・諸元</li> <li>4.推計           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本調査</li> <li>(2) 詳細調査</li> </ol> </li> <li>5.常時監視フォーマット作成           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建物ごとの騒音レベル別住居等戸数整理表集計</li> <li>(2) 常時監視フォーマット作成</li> </ol> </li> <li>6.一括表示用レイヤ作成           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 騒音曝露状況の住居等別の一括表示</li> <li>(2) 環境基準達成状況の評価区間別の一括評価</li> <li>(3) 騒音レベル等高線図</li> <li>(4) 騒音レベル減衰横断面図</li> </ol> </li> </ol>		

令和8年度

## 委託業務設計書

業務名 令和8年度自動車騒音常時監視業務

業務場所 鳥取市・岩美町内

## 令和8年度自動車騒音常時監視業務 概要

1 委託料

---

2 委託期間

契約日

から

令和9年2月26日

まで

3 業務の内容

1) 自動車騒音常時監視業務

1 式

件名 令和8年度自動車騒音常時監視業務

設計内訳書

金額 円

(単位:円)

区分	名称	仕様	数量	単位	単価	金額
I	直接原価					
	1 直接人件費		1	式		
	2 直接経費		1	式		
II	諸経費					
	計					
	消費税相当額					
	総計					

区分 I-1

工種 直接人件費

人 件 費 内 訳 書

金額 円

業務項目	測量技師	測量技師補	測量助手	技師(B)	技師(C)	技術員	金額(円)	備考
1. 打ち合わせ協議・測定準備		1.0	0.5		1.0	1.0		
2. 実施計画策定					3.0			
3. 測定			6.0					
4. 調査					3.0			
5. データ整理			2.5					
6. 要素設定			1.5					
7. 騒音推計			1.5					
8. 報告書作成			1.5					
合計		1.0	13.5		7.0	1.0		

区分 I-2

工種 直接経費

単 価 内 訳 書

金額 円

名 称	仕 様	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
機器損料		2	台/日			
車両費		2	台/日			
移動交通費		1	式			
地図購入		1	個			ゼンリン 岩美町
合 計						

## 委託契約書

- 1 業 務 名 令和8年度自動車騒音常時監視業務
- 2 履 行 場 所 鳥取市・岩美町内
- 3 委 託 料 金 円 (総額)  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 履 行 期 間 契約締結日 から 令和9年2月26日まで
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、委託者と受託者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有する。なお、記名押印に代えて電子署名を行う当事者は、当該電子署名がなされた本契約の電磁的記録を保有するものとする。

令和8年 月 日

委託者 住所又は所在地 鳥取県鳥取市幸町7-1番地

商号又は名称 鳥取市

代表者名又は氏名 鳥取市長 深澤 義彦

受託者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者名又は氏名

## 委託契約約款

### (総則)

- 第1条 委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の設計書、仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、仕様書等に定めがある場合は、この契約の履行の目的物（以下「成果物」という。）を引き渡すものとし、甲は、その委託料を支払う。
- 3 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行く。

### (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

### (工程表の提出)

- 第3条 乙は、この契約の締結の日から7日以内に仕様書等に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければ

ならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、省略することができる。

- 2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

### ~~(契約の保証)~~

- ~~第4条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~
- ~~(1) 契約保証金の納付~~
- ~~(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供~~
- ~~(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第105号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証~~
- ~~(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結~~
- ~~2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上としなければならない。~~
- ~~3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。~~
- ~~4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。~~

### (権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の譲渡等)

- 第6条 乙は、成果物~~（第33条第1項に規定する部分~~に係る成果物を含む。以下本条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をい

う。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 甲は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 甲は、成果物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 乙は、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、甲は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。
- 5 乙は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果物を使用し、又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 6 甲は、乙が成果物の作成に当って開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 乙は、第8条の規定により第三者に請け負わせ、又は委任する場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

#### （一括再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。

#### （一部再委託）

- 第8条 乙は、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書等において指定した軽微な部分を請け負わせ、又は委任しようとするときはこの限りでない。
- 2 前項の規定により再委託を行った場合、乙は、再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。
  - 3 乙は、再委託先による委託業務の履行について、自らこれを履行する場合と同様の責任を負うものとし、再委託先が前項に規定する義務に違反した場合は、当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

#### （特許権等の使用）

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### （特許権等の発明等）

第10条 乙は、この契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

#### （監督職員）

~~第11条 甲は、監督職員を置いたときは、その者の氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。~~

~~2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書等で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。~~

- ~~(1) 甲の意図する業務を完了させるための乙に対する業務に関する指示~~
- ~~(2) この約款及び仕様書等の記載内容に関する乙の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答~~
- ~~(3) この契約の履行に関する乙との協議~~
- ~~(4) 業務の進捗の確認、仕様書等の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査~~

~~3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにおいてはそのそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにおいてはその委任した権限の内容を、乙に通知しなければならない。~~

~~4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。~~

~~5 この約款に定める書面の提出は、仕様書等に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。~~

#### （現場責任者等）

第12条 乙は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結の日から7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 乙は、この契約の履行の着手前に、この契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

(履行報告)

第 13 条 乙は、仕様書等に定めるところにより、この契約の履行について甲に報告しなければならない。

(材料の品質、検査等)

第 14 条 乙は、仕様書等に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

- 2 乙は、仕様書等において甲の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、請求を受けた日から 7 日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第 15 条 甲が乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書等に定めるところによる。

- 2 甲は、支給材料又は貸与品の引渡しに当っては、乙の立会いの上甲の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品が仕様書等の定めと異なり、又は使用に適切でないと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。
- 5 甲は、乙から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなければならない。

- 6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 乙は、仕様書等に定めるところにより、業務の完了、仕様書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が仕様書等に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

(仕様書等不適合の場合の修補義務)

第 16 条 乙は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、甲がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

- 第 17 条 乙は、業務の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに甲に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 設計書、仕様書及び図面に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - (2) 仕様書等に誤びゅう又は脱漏があること。
  - (3) 仕様書等の表示が明確でないこと。
  - (4) 業務の実施上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な業務の実施条件と実際の業務の実施条件が相違すること。
  - (5) 仕様書等に明示されていない業務の実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 甲は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。た

だし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、仕様書等の訂正又は変更を行わなければならない。
  - (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し仕様書等を訂正する必要があるもの  
甲が行う。
  - (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴うもの  
甲が行う。
  - (3) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し仕様書等を変更する場合で業務の内容の変更を伴わないもの  
甲乙協議して甲が行う。
- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （仕様書等の変更）

第 18 条 甲は、前条第 4 項の規定によるほか必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （業務の中止）

第 19 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部の実施を一時中止させることができる。

- 2 甲は、前項の規定により業務の実施を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し、若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （業務に係る乙の提案）

第 20 条 乙は、仕様書等について、技術的又は経済的

に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を乙に通知するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は委託料を変更しなければならない。

#### （乙の請求による履行期間の延長）

第 21 条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

#### （甲の請求による履行期間の短縮等）

第 22 条 甲は、特別の事由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を乙に請求することができる。

- 2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 甲は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （履行期間の変更方法）

第 23 条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日（第 21 条の場合にあっては、甲が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、乙が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

#### （委託料の変更方法等）

第 24 条 委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

- 第 25 条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ甲の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に直ちに通知しなければならない。
- 3 甲は、災害防止その他業務の実施上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が委託料の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第 26 条 業務の完了前に、業務の実施に関して生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 業務の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(委託料の変更に代える仕様書等の変更)

- 第 28 条 甲は、第 9 条、第 15 条から第 20 条まで、第 22 条、又は第 26 条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項の委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲

に通知することができる。

(検査及び引渡し)

- 第 29 条 乙は、業務を完了したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に乙の立会いの上、仕様書等に定めるところにより業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、甲は、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
- 3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、乙が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、委託料の支払の完了と同時に当該成果物の引渡しを行うことを請求することができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しを行わなければならない。
- 5 乙は、業務が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(委託料の支払)

- 第 30 条 乙は、前条第 2 項の検査に合格したときは、この契約に定めるところにより、甲に委託料の支払を請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

- 第 31 条 甲は、第 29 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

~~（前金払）~~

~~第 32 条 この契約で、前金払いについて仕様書等で別~~

~~に定めがある場合は、乙は、前払金の支払を甲に請求することができる。~~

#### ~~(部分払)~~

~~第 33 条 業務の一部が完了し、かつ、可分なものであるときは、乙は、業務の全部の完了前に、業務の完済部分に相応する委託料について、甲に対して、部分払を請求することができる。この場合において、第 29 条中「業務」とあるのは「部分払に係る業務」と、「成果物」とあるのは「部分払に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 30 条中「委託料」とあるのは「部分払に係る委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。~~

~~2 部分払の対象とする業務の部分、回数及び時期は、仕様書等で別に定めるところによる。~~

#### ~~(部分払金等の不払に対する業務の中止)~~

~~第 34 条 乙は、甲が第 33 条において準用される第 30 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。~~

~~2 甲は、前項の規定により乙が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは委託料を変更し、又は乙が業務の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくはこれに損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。~~

#### (第三者による代理受領)

第 35 条 乙は、甲の承諾を得て委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 30 条~~(第 33 条において準用する場合を含む。)~~の規定に基づく支払をしなければならない。

#### (契約不適合)

第 36 条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないことが判明した場合は、乙に対して相当の期間を定めてその不適合の修補を請求することができる。

2 前項の不適合がある場合、甲が相当の期間を定めて乙に対して不適合の修補の催告をし、その期間内に修補が行われなるときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。ただし、不適合の修補が不能であるとき又は乙が修補を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告することな

く直ちに委託料の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定による不適合の修補又は委託料の減額の請求は、第 29 条第 3 項又は第 4 項（第 33 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 5 年とする。

4 甲は、業務の完了の確認の際に不適合があることを知ったときは、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ当該不適合の修補又は委託料の減額の請求をすることはできない。ただし、乙がその不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、完了した業務の不適合が支給材料の性質又は甲の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその材料又指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

6 第 1 項及び第 2 項の規定は、甲の解除権及び損害賠償請求権の行使を妨げない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

第 37 条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、委託料から第 33 条の規定による部分払に係る委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第 30 条第 2 項~~(第 33 条において準用する場合を含む。)~~の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

#### (甲の解除権)

第 38 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、

その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第 42 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

~~3 前項の場合において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われていないときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。~~

第 39 条 甲は、乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定に違反する行為

(2) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条に規定する行為

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第 40 条 甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

(4) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

(5) その相手方が暴力団又は暴力団員であることを

知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部が行うものに限る。）。

(6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

(7) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

(8) この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第 3 号から第 6 号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であつて、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2 乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3 第 38 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 項の規定により契約が解除された場合に準用する。

4 甲は、第 1 項第 8 号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第 41 条 甲は、業務が完了するまでの間は、第 38 条第 1 項、第 39 条第 1 項又は前条第 1 項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第 42 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第 18 条の規定により仕様書等を変更したため委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 19 条の規定による業務の実施の中止期間が履行期間の 3 分の 1（履行期間の 3 分の 1 が 4 月を超えるときは、4 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 2 月を経過しても、なお

その中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第 43 条 甲は、この契約が解除された場合においては、業務の既済部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

2 前項の場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

~~3 第 1 項の場合において、第 32 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 32 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項の業務の既済部分に相応する委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の利息を付した額を、解除が第 41 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を甲に返還しなければならない。~~

4 乙は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の業務の既済部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は業務の既済部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 乙は、この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負者又は受任者の所有又は管理するこれらの物件及び前 2 項の支給材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。以下本条において同じ。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、乙が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若

しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第 4 項前段又は第 5 項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 38 条、第 39 条又は第 40 条の規定によるときは甲が定め、第 41 条又は前条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第 5 項後段、第 6 項後段及び第 7 項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予定)

第 44 条 乙は、甲が第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2 前項の場合において、乙が第 39 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する委託料の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、委託料の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3 前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第 45 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで、契約日における、遅延利息の率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の延滞金を徴収する。

~~(契約保証金の返還)~~

~~第 46 条 甲は、乙がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還するものとする。ただし、第 36 条第 3 項に定める期間の満了までその全部又は一部の還付~~

~~を留保することができる。~~

(相殺)

第 47 条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(個人情報の保護)

第 48 条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。乙が業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任した場合には、下請負者又は受任者に遵守させなければならない。

(乙の法令上の責任)

第 49 条 乙は、業務の従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関する一切の責任を負わなければならない。

(従事者の災害等)

第 50 条 乙は、業務の履行に関し生じた乙の業務の従事者に係る災害等については、全責任を持って措置し、甲は何ら責任を負わない。

(契約外の事項)

第 51 条 この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

上記約款中、第 4 条、第 6 条第 1 項中 38 字、第 11 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条第 2 項中 20 字、第 37 条第 2 項中 29 字、同条第 3 項中 20 字、第 38 条第 3 項、第 39 条第 2 項中 5 字、第 40 条第 3 項中 5 字、第 43 条第 3 項及び第 46 条を削除する。

## 別記 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (適正な管理)

第4 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第6 乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複製及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければなら

ない。

3 乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約（以下「再委託契約」という。）の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、第2項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

5 乙は、第2項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者（以下「再々委託先」という。）に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (報告及び検査)

第10 甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他個人情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 乙は、甲から前2項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

### (事故発生時における報告)

第11 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (契約の解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。